

香春町役場エコオフィス推進プラン

(香春町地球温暖化対策実行計画事務事業編)

令和3年3月

(令和6年3月 一部改正)

香春町

■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1)目的	
(2)対象とする範囲と温室効果ガス	
(3)計画期間	
(4)本計画上位計画及び関連計画との位置づけ	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1)エネルギー使用状況と温室効果ガス排出状況	
(2)施設別・エネルギー別温室効果ガス排出状況	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1)目標設定の考え方	
(2)温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1)取組の基本方針	
(2)具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1)推進体制	
(2)点検・評価・見直し体制	
(3)進捗状況の公表	
<参考資料>	11

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

1998年(平成10年)に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられました。

国際的な動きとしては、2015年(平成27年)12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0°C以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。また同年9月の国連サミットにおいて2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指し「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会を目指し、「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げ、豊かで活力ある未来を創るため積極的に取り組んでいます。

我が国ではパリ協定の採択を受けて、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度(令和12年度)に2013年度(平成25年度)比26.0%削減することを国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。削減目標26%のうち、地方公共団体を含む業務部門では約40%削減を目標としており、温室効果ガス排出量の削減に向けて率先した取組が求められています。

香春町においても、2001年度(平成13年度)に「香春町エコオフィス推進プラン」を策定し、一事業者として温室効果ガスの排出の抑制を図り、環境に配慮した取組を行ってきました。この度、国の施策の変化に対応するため、新たな地球温暖化対策実行計画として「香春町役場エコオフィス推進プラン(香春町地球温暖化対策実行計画事務事業編)(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き地球温暖化の防止に向けた取組を推進します。



2. 基本的事項

(1) 目的

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等を図ることを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲と温室効果ガス

本計画の対象範囲は町の全ての事務・事業とします。ただし、温室効果ガス排出量の目標については、町が直接管理する施設のみとし、指定管理者制度を導入している施設は対象としません。

本計画が対象とする温室効果ガスは温対法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、活動量データの得られる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)とします。

表-1 温室効果ガスの種類と排出係数

ガスの種類	地球温暖化係数※	用途・排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	化石燃料の燃焼など
メタン(CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など
パーフルオロカーボン(PFC)	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

※京都議定書第二約束期間における値で、二酸化炭素を1として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。

(3) 計画期間

2021 年度(令和 3 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までとします。ただし、社会情勢の変化、技術の進歩及び関連する法令や計画との整合性を図るため、必要に応じ見直しを行います。

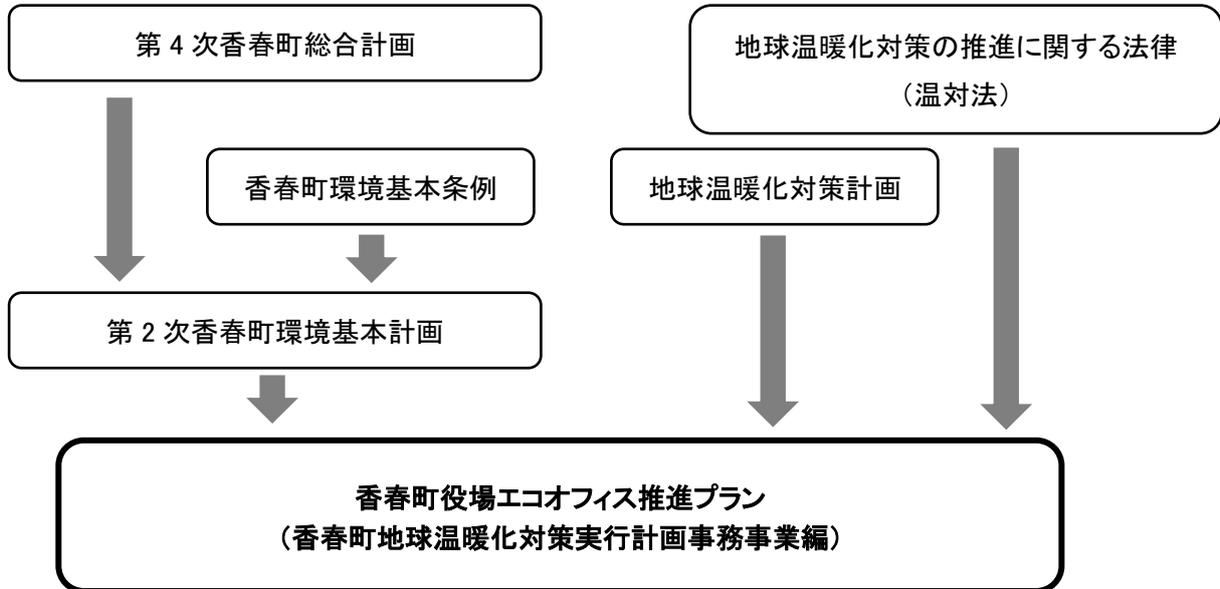
図-1 計画期間のイメージ

項目	年度					
	2013 年度 (平成 25 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
期間中の事項	基準 年度	計画 開始		(計画 見直し)		目標 年度
計画期間						

(4) 本計画上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第 4 次香春町総合計画に即して策定するものであり、香春町環境基本条例や第 2 次香春町環境基本計画に関連付けるものです。

図-2 香春町役場エコオフィス推進プランの位置づけ



《参考資料》 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

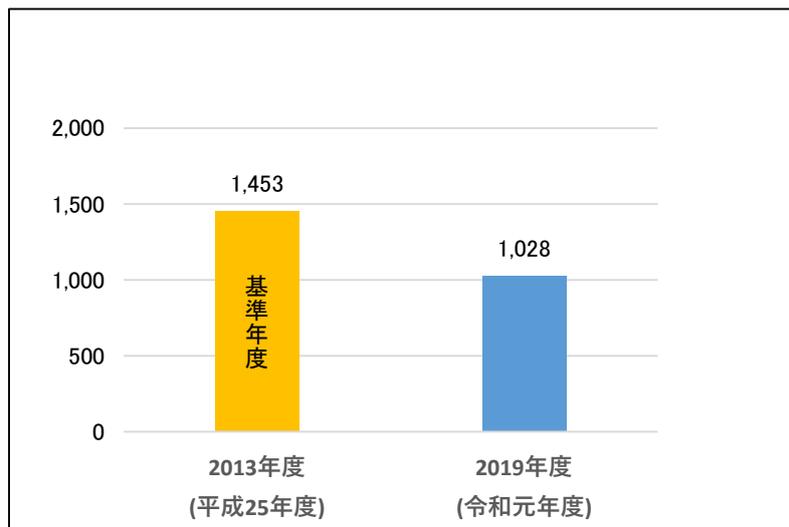
- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用状況と温室効果ガス排出状況

町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度(平成25年度)において1,453t-CO₂となっています。

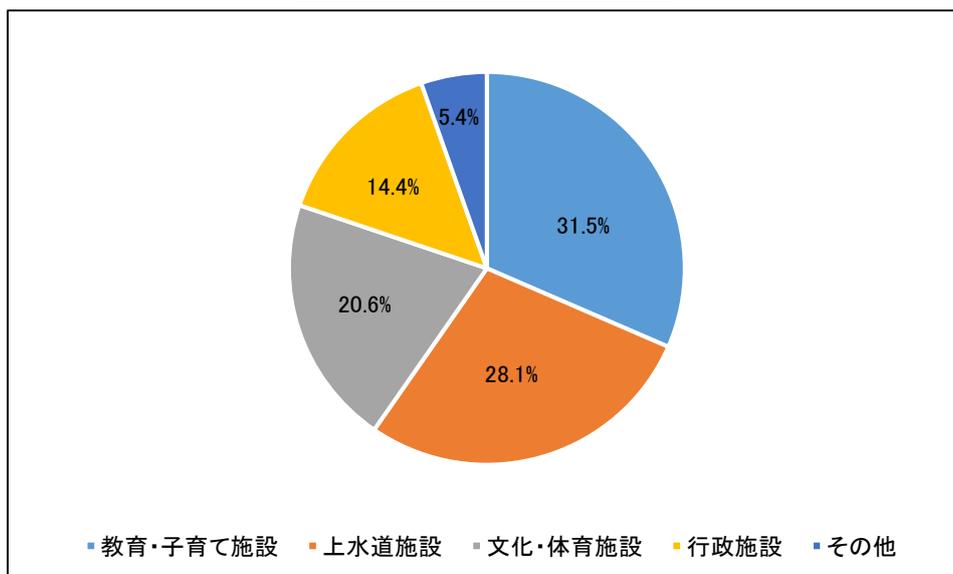
図-3 温室効果ガス総排出量



(2) 施設別・エネルギー別温室効果ガス排出状況

施設別の温室効果ガスの排出状況は、教育・子育て施設が31.5%と最も多く、次いで上水道施設28.1%、文化・体育施設が20.6%、行政施設が14.4%となっています。

図-4 施設別温室効果ガス総排出量

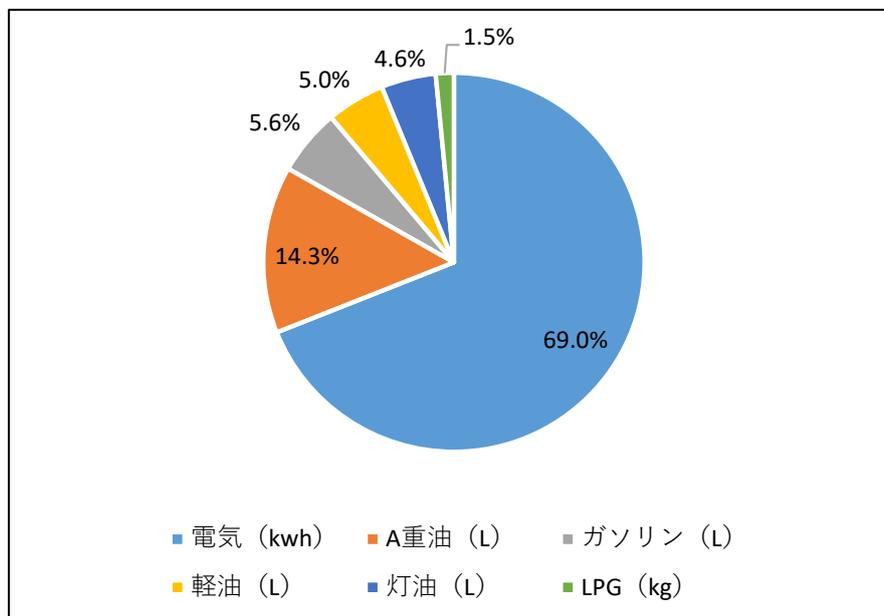


また、エネルギー種別では、電気が全体の69.0%を占め、次いでA重油14.3%、ガソリン5.6%、軽油5.0%、灯油4.6%、LPG1.5%となっています。

表-2 エネルギー使用量

排出要因	使用量	熱量換算(GJ)
電気(kwh)	2,179,648	7,847
A重油(L)	41,499	1,623
ガソリン(L)	18,506	640
軽油(L)	14,969	564
灯油(L)	14,384	528
LPG(kg)	3,433	174
合計	-	11,376

図-5 エネルギー使用量の内訳



4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

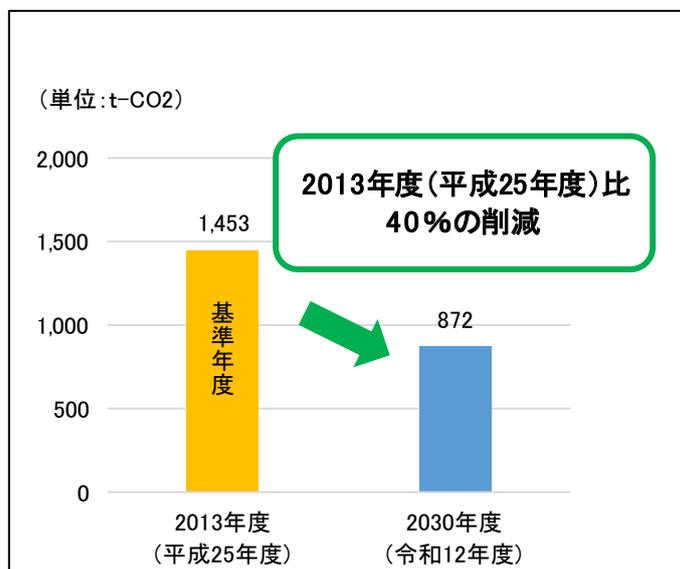
目標年度(2030年度(令和12年度))に、基準年度(2013年度(平成25年度))比で40%削減することを目標とします。

また、温室効果ガス削減の取組に加え、直接温室効果ガス排出に影響しませんが、環境配慮の観点から、節水、ごみの分別・削減、コピー用紙の節約等の取組を併せて行います。

表-3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 2013年度(平成25年度)	目標年度 2030年度(令和12年度)
温室効果ガスの排出量	1,453t-CO ₂	872t-CO ₂
削減率	-	40%

図-6 温室効果ガスの削減目標



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 庁舎等での省エネルギーに関する取組

- 空調は運転時間や適正な設定温度を心がけます。
- 会議室や印刷室など不要な照明の消灯を徹底します。
- 昼休みの事務室消灯や勤務時間外の部分消灯を行います。
- 自然光を取り入れ、間引き消灯などにより、照明個所の削減に努めます。
- 休日出勤や時間外勤務の削減に努め、ノー残業デーの徹底を図ります。
- クールビズ(軽装)、ウォームビズ(重ね着)を推奨し、冷暖房の使用を抑制します。
- 長期休暇時(ゴールデンウィーク、年末年始等)は、主電源を切り、待機電力の削減を図ります。
- OA機器は節電・待機モードの設置を徹底します。
- パソコンは、スタンバイモードを活用し、長時間席を離れるときは、電源を切ることを徹底します。
- 荷物の運搬時を除き、エレベーターの使用を控えます。
- ブラインドやカーテン、緑のカーテン等により、空調負荷を軽減します。
- 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選びます。

② 財やサービスの使用に関する取組

- 洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときはこまめに水を止めます。
- 会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とします。
- 電子メール、庁内 LAN などの活用により、ペーパーレス化を図ります。
- 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用します。
- ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押します。
- 庁内資料等は、使用済み用紙(ミスプリント等)の裏面を活用します。
- 事前配布資料は、再配布を自粛します。
- 会議などにおいては、原則として封筒を使用しません。
- 資料の A4 版化など規格の統一化を図ります。

③ 公用車等に関する取組

- 待機時のエンジン停止や不要なアイドリングの中止を徹底します。
- 急発進・急加速をせずにエコドライブを徹底します。
- 不要な荷物は積まないようにします。
- タイヤの空気圧など、定期的な整備・点検を行います。
- エアコンは適正温度で使用します。
- 共同利用や相乗りなどにより、効率的な運用を図ります。

- 近距離移動時の徒歩や自転車の利用や公共交通機関の優先利用に努めます。
- ④ グリーン購入の推進に関する取組
- 「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、環境負荷の少ない製品を優先して購入し使用します。
 - 製品の購入の際には、詰め替えや再利用が可能な製品を選びます。
 - 長期使用が可能な製品を選択し、過剰包装された製品や使い捨ての製品の使用を控えます。
 - コピー機、プリンター、印刷機のトナーカートリッジ等の回収とリサイクルを進めます。
 - コピー用紙は古紙配合率 70%以上、トイレトペーパーは古紙配合率100%の製品を使用します。
- ⑤ 庁舎や施設・設備に関する取組
- 高効率機器、省エネルギー設備の導入に努めます。
 - 太陽光発電等の再生可能エネルギーの更なる有効利用や災害時の対応力強化のため、蓄電池や燃料電池の積極的な導入に努めます。
 - 省エネ診断やESCO等(省エネ改修に係る費用を、光熱水費の削減分で賄う事業)の省エネルギー事業の導入を進めます。
 - 植栽等緑化を推進し、適正な維持管理を行います。
 - 導入可能なところから、LED化を進めます。
 - 公用車の新規導入・更新については、EV等の導入を進めます。
 - 公共施設への充電ステーションの設置など、充電インフラの整備を進めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

① エコオフィス推進委員会

本計画を推進するために、エコオフィス推進委員会等の設置に関する要綱に基づき設置した組織で、副町長を会長、総務課長を副会長とします。

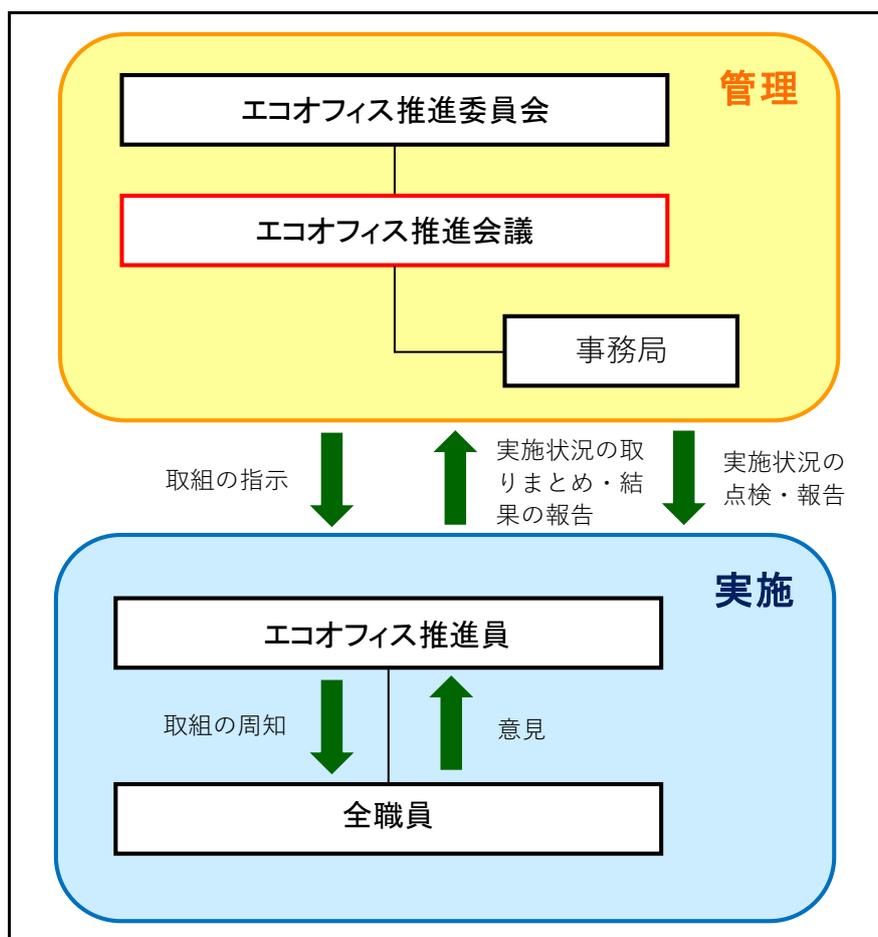
エコオフィス推進会議(以下「推進会議」という。)では、本計画の進捗状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

進行管理において、エコオフィス推進委員及びエコオフィス推進員は、各課及び各施設において取組を推進し、具体的取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、その状況を事務局に定期的に報告します。

② 事務局

事務局を税務住民課に置き、本計画の実施状況の取りまとめ等を行うとともに、推進会議の開催・運営を行い、総合的な進行管理を行います。

図-7 計画の推進体制



(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

本計画の進捗状況は、推進員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進会議に報告します。推進会議は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

推進会議は点検結果や推進状況を踏まえて、目標年度である2030年度(令和12年度)に本計画の改定を行います。

表-4 実施状況の把握

項目	調査担当課	調査回数
電気・燃料等使用量	施設・車両を管理する全ての課	年1回
取組の実施状況	関係各課	

(3) 進捗状況の公表

本計画の内容及び進捗状況は、広報かわらやホームページ等で一般に公表します。

表-5 計画の公表

項目	公表時期	調査回数
計画の内容	計画の策定・改定時	広報かわら ホームページ
取組の進捗状況	年1回	

<参考資料>

(1) 対象施設の概要

(単位:t-CO2)

	施設名	種別	管理課	平成25年度 温室効果ガス排出量
1	なごみの杜	文化・体育施設	保険健康課	17
2	中央隣保館		総務課	15
3	町民センター		教育課	118
4	総合運動公園		教育課	57
5	生涯学習センター		教育課	49
6	体育センター		教育課	42
7	JR採銅所駅		まちづくり課	2
8	各種ポンプ等	上水道施設	住宅水道課	401
9	浦松浄水場		住宅水道課	7
10	防災センター	行政施設	総務課	7
11	役場本庁		まちづくり課	185
12	採銅所支所		まちづくり課	0
13	役場分館		まちづくり課	17
14	香春保育所	教育・子育て施設	福祉課	17
15	採銅所保育所		福祉課	12
16	子育て支援センター		福祉課	4
17	勾金保育所		福祉課	31
18	給食センター		教育課	92
19	勾金中学校		教育課	42
20	勾金小学校		教育課	55
21	香春中学校		教育課	51
22	採銅所小学校		教育課	47
23	中津原小学校		教育課	51
24	香春小学校		教育課	50
25	香春幼稚園		教育課	6
26	公用車	その他	-	78
合計				1,453

※ 端数処理で合計と一致しないことがあります。

(2) エコオフィス推進委員会等の設置に関する要綱

平成15年3月31日

要綱第5号

改正 平成27年3月26日要綱第30号

令和2年1月22日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町自らの環境に対する認識を変革し、あらゆる分野の施策を環境の観点から見直し、かつ、職員一人ひとりの意識の向上を積極的に求めながら、「香春町役場エコオフィス推進プラン（以下「推進プラン」という。）」を継続して実行するため、エコオフィス推進委員会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(エコオフィス推進委員会の設置及び業務)

第2条 町の全職員・全職場が一体となって推進プランを実行するために、強力なリーダーシップを発揮するエコオフィス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、副町長及び各課局の管理職をもつて組織するエコオフィス推進委員（以下「推進委員」という。）で運営する。

3 推進委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 推進プランの目標達成に向けて、必要と考えられる具体的な実行方法を決定すること。
- (2) 推進プランの実行状況を把握すること。
- (3) 実行状況の具体的な評価が可能となるシステムを開発すること。
- (4) 各課に配置されるエコオフィス推進員（以下「推進員」という。）の業務遂行に対し、指揮監督すること。
- (5) 町民、事業者、職員又は推進員から、推進プランに係る意見、提案を受けること。
- (6) その他推進プランの実行に関連すること。

4 推進委員会は、推進プランの実行について必要があると認めるときは、町長その他関係機関に助言、又は勧告することができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は副町長とし、副会長は総務課長とする。

3 会長は推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、会長が必要があるときに招集し、その議長となる。

(推進員)

第5条 推進プランの円滑な運営を図るため推進員を、各課に1名設置する。

2 推進員は推進委員が所管する職員のうちから、推進委員が推薦する職員をもつて充てる。

(推進員の業務)

第6条 推進員の業務は次のとおりとする。

- (1) 各係の業務が地球環境をはじめあらゆる環境問題と深く関連していることを理解し、それぞれの業

務において環境保全の視点に立ち、推進プランの実行に努めること。

- (2) 各係が一体となり継続して推進するため、推進プランに定めた具体的な取り組みを考慮して、各係独自の取り組みを決定し実行するとともに、各係内の意識の向上に努めること。
- (3) 各係が行った具体的な実行状況を、毎月末までに推進会議に報告すること。
- (4) 推進プランの実行のための意見の提出、又は新たな提案を行うこと。
- (5) その他推進プランの実行のために必要なこと。

(エコオフィス推進会議)

第7条 推進委員会の円滑な運営を図るため、推進員で構成するエコオフィス推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(実行状況の把握)

第8条 推進委員会は、自ら処理した事項及び推進員の業務遂行の状況等を総合的に判断し、推進プランの実行状況を把握しなければならない。ただし、実行状況を把握するための具体的な評価が可能となるシステムが開発されたときは、これによるものとする。

(実行状況の公表)

第9条 推進委員会は、前条により把握した推進プランの実行状況を毎年度町民に公表しなければならない。

2 公表は、掲示板への掲示、広報への掲載等により行う。

(事務局)

第10条 推進委員会、推進会議の事務局は、税務住民課生活環境係に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進プランの趣旨に沿って判断することとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日要綱第30号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月22日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。